

体罰防止プラン

東大和市立第一中学校

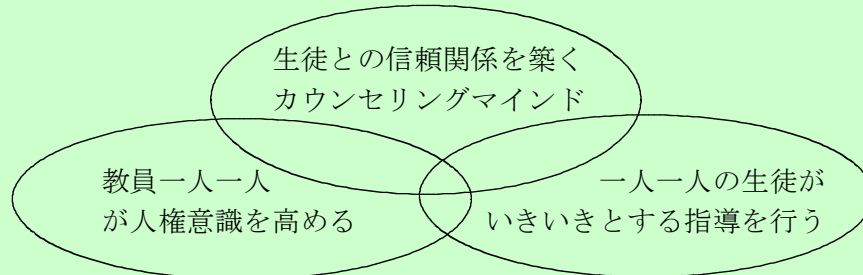
背景

- 体罰や不適切な指導は、生徒に対して精神的な損害を与える重要なサービス事故であるにもかかわらず、未だ教職員の一部に、必要な指導の一環であると考えている者がおり、事故が減らない。

課題

- 学校組織としてのサービス事故危機管理体制の構築が未だに不十分であること。

～体罰のない学校をつくるために教員に求められること～



体罰防止の4つの視点

●教職員の意識改革を図る。

- サービス事故防止研修を実施する。(12月)
- 自己申告面接や授業観察等を通して体罰は許されないことを徹底する。(12月)
- 講師を招聘し、人権教育プログラムを活用した人権研修会を実施する。(2月)
- 体罰行為には行政上また刑法及び民法上の責任が伴うことを繰り返し確認する。
- 体罰によらない生活指導の在り方を研究する。(3月まで継続的に)

●生活指導の在り方を見直す。

- カウンセリングマインドを基本とした生活指導を重視し、信頼関係を築く。
- 校務分掌内の相談部会を活性化し、教育相談体制の充実に努める。また、スクールカウンセラーの活用を図る。
- 生徒指導においては複数教員で指導に当たるなどの配慮をする。
- 担任や一部の教員が一人で問題を抱え込まないよう、組織的な連携を図る。

●学校体制を確立する。

- 体罰事故発生時の管理職への迅速な報告を徹底する。(12月)
- 体罰防止のためのチェックリストを作成し、全教職員に実施する。(1月)
- 生徒、保護者のために体罰相談窓口を設置する。養護教諭がこれに当たる。
- 管理職と教員とのコミュニケーションを深め、教員の指導上の悩み解消に努める。

●家庭・地域との連携を図る。

- いつでも保護者や地域住民が学校を訪問できるよう環境整備に努め、学校だより等による広報を充実し、開かれた学校づくりを推進する。
- 保護者会等で学校として体罰否定の明確な指導方針を説明し、継続的に啓発。
- 学校運営協議会の場を活用し、活発な意見交換、情報交換を行う。

【補足】 [アンガーマネジメント] の習得

※人間にとって自然な感情である「怒り」を上手に処理できるような能力

〈プログラム〉 ①感情を理解すること ②怒りを理解すること ③怒りに対処すること

